

「すぐに購入できる物件」の売払い手続きの流れ

旧浅海研究所(駐車場)

①購入申込の受付

【受付期間】

令和7年8月1日(金)から
令和7年11月28日(金)まで

① 購入申込み

(ア) 提出書類

- ・「県有財産購入申込書」
- ・「誓約書」
- ・ 共同購入の場合は「代表者選任届」
- ・ 法人の場合は役員等一覧

(イ) 提出先 : 〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部県有財産経営室

(ウ) お持ちになる又は郵送(配達記録が残る方法に限る)で提出してください。

②申込書審査及び契約予定者決定

② 申込書審査及び契約予定者決定

(ア) 受付した購入申込書は、申込資格審査の後、契約予定者を決定し、文書により通知します。なお、資格審査の際は県警本部に照会します。

(イ) 同日に複数の購入申込書を受付したときは、後日くじ引きにより契約予定者を決定します。

③契 約

【契約予定者決定通知書受領日から7日以内に契約書等提出】

③ 契 約

(ア) 県有財産売買契約書の提出

- ・ 契約予定者決定通知書受領の日から7日以内に契約書及び契約に必要な収入印紙を提出してください。

(イ) 契約保証金(契約額の100分の10以上)

- ・ 契約書提出の際に納めていただきます。
- ・ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

④売買代金の支払い

【指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入】

④ 売買代金の支払い

(ア) 売買代金

- ・ 契約保証金を充当した差額を請求します。

(イ) 納期限

- ・ 指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入してください。

⑤所有権の移転登記

⑤ 所有権の移転登記

(ア) 登記手続き

- ・ 手続きは県が行います。

(イ) 手続きに必要な費用

- ・ 登録免許税等の費用は購入者の負担となります。